



都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月20日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第7号

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則  
都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和46年長野県規則第7号）の  
一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「政令」という。」を削る。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

建築管理課

長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を  
ここに公布します。

平成15年3月20日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第1号

## 長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第2条中「次」を「別表」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。  
ただし、総合学科を置く高等学校の通学区は、県内全域とする。

第2条各号を削る。

第3号中「卒業見込」を「卒業見込み」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、当分の間、前条本文に定める通学区内にある中学校の卒業見込みの者及び卒業で、総合学科を置く高等学校以外の高等学校に就学しようとするものは、当該通学区内の高等学校のほか当該通学区に隣接する他の通学区内の高等学校を志願することができる。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「前3条」を「前条」に、「次の各号の一に該当する者」を「特別の事由のある者で、長野県教育委員会が承認したもの」に改め、同条各号を削り、同条を第4条とする。

第7条を第5条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「(別表第2)」を「(別表第2)(第2条関係)」に、

「

全日制専門学科及び定時制の通学区	
名称	区域

」を「

名称	区域
----	----

」に改める。

別表第3を削る。

別表第2を別表とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月20日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第2号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4章の3の次に次の1章を加える。

第4章の4 自己点検等及び情報提供

(自己点検等)

第15条の4 県立高等学校は、その教育水準の向上を図り、当該高等学校の教育目標を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報提供)

第15条の5 県立高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第19条の見出しを「(入学の手続)」に改め、同条第1項中「(以下「入学者」という。)」を削り、「及び保証人の連署(入学者が成年に達している場合にあつては、保証人の署名)を得た」を「と連署した」に改め、同条第2項を削る。

第21条の前の見出し中「及び保証人」を削る。

第21条及び第22条中「又は保証人」を削る。

第26条第2項中「及び歯の検査表」を削る。

別表第3の農林技師の項の次に次のように加える。

主任安全衛生管理者

総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐

様式第2号中「(第19条関係)」を「(第19条、第21条関係)」に、

「生徒 住所

氏名 ㊦ 「生徒 住所

保護者 住所 氏名

氏名 ㊦ を 保護者 住所

保証人 住所 氏名」

氏名 ㊦」

「そむかない」を「背かない」に改め、「及び保証人」を削り、同様式の備考を削る。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

高校教育課

盲学校・ろう学校・養護学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月20日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第3号

盲学校・ろう学校・養護学校管理規則の一部を改正する規則

盲学校・ろう学校・養護学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章の3 学校評議員（第18条）」を

「第4章の3 学校評議員（第18条）」に改める。

第4章の4 自己点検等及び情報提供（第18条の2・第18条の3）」

第4章の3の次に次の1章を加える。

第4章の4 自己点検等及び情報提供

（自己点検等）

第18条の2 学校は、その教育水準の向上を図り、当該学校の教育目標を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

（情報提供）

第18条の3 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

別表第4の校用技師の項の次に次のように加える。

主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐
-----------	-------------------

別表第4の衛生推進者の項の次に次のように加える。

作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務
-------	--------------------

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

特殊教育課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月20日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

○長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

人	人	人	人	人	人
272	187	112	743	256	999

」を

「

人	人	人	人	人	人
261	186	139	758	259	1,017

」に、

「

631	755	678	2,242	184	2,426
		180	180		180

」を

「

642	756	731	2,307	181	2,488
		100	100		100

」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

警 務 課

